産業構造審議会保安･消費生活用製品安全分科会
産業保安基本制度小委員会(第7回)
議事録

日時：令和３年１０月２９日（金曜日）１５時００分～１７時００分

場所：オンライン会議

議題：

　１．電気保安規制に係る見直しの方向性

　　　～保安力・小出力発電設備に係る規制の適正化～

　２．風力設備の工事計画の適合性確認体制の見直しについて

　３．最終とりまとめの基本構成（案）

○若尾委員長　　委員長を仰せつかっております若尾でございます。

　ただいまから、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第７回産業保安基本制度小委員会を開催したいと思います。本日も効率的に会議を進めていきたいと思いますので、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、まず初めに、事務局から会議定足数の報告と議事の取扱いの確認をお願いいたします。

○正田保安課長　　保安課長の正田でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

　本日は16名中、御本人14名の御出席をいただいており、小委員会の定足数、過半数に達しております。また、オブザーバーとして、委員名簿にございます各団体の皆様方にも御参加いただいております。

　本日の小委員会は希望者傍聴により執り行われます。

　また、議事録につきましては委員の方々の御確認をいただいた上で、ホームページ上に公開することとさせていただきます。

　以上です。

　若尾委員長、よろしくお願いいたします。

○若尾委員長　　ありがとうございました。

　それでは、議事のほうに入りたいと思います。

まず、議事「電気保安規制に係る見直しの方向性～保安力・小出力発電設備に係る規制の適正化～」及び「風力設備の工事計画の適合性確認体制の見直しについて」に関しまして、資料１と２をお開きください。質疑応答、意見交換は、この後、事務局より説明をいただきます資料３を含めた、本日３つの議事について全て説明した後にまとめて行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、正田課長から御説明をお願いいたします。

○正田保安課長　　資料１、それから２でございます。

まず資料１でございますけれども、電気保安規制に係る見直しの方向性ということでございます。

資料１の１ページを開いていただきますと、資料１の全体を俯瞰した内容になっております。

下のピラミッドのところを見ていただきますと、電力産業は非常に裾野の広い産業でございますので、一番上位層の非常に技術的な能力などを持った方々につきましては、高度な保安力を有する者に係る規制の見直しということで、言わばスマート保安の方向に皆様方を、できるだけその方向に誘導していくような措置がどのように考えられるかということであります。

また、一番下のところでありますが、非常に小規模な発電設備を持った事業者の方々、小出力発電設備の所有者・占有者ということになりますが、太陽光、風力などを中心に、この方々にどのような規制を課していくことが保安確保につながっていくかと、この２つの課題であります。

２ページ目から、最初の高度な保安力を有する者に係る規制の適正化ということであります。

３ページ、４ページは、中間とりまとめの記述を整理したものでございまして、３ページにつきましては、高度な保安力を有する者とはどういった事業者かということでございまして、中間とりまとめにありましたように経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティといったところをしっかり守れる方だろうと思います。

４ページ目は、そういった方々に保安レベルに応じてどのような規制を課すことが適切かという観点から、許可・届出等の手続のあり方、検査のあり方といったものを合理的な形、柔軟な形にしっかり整理していくということでございました。

５ページから、では、電力の分野で、こういった制度体系を具体的にどのように構成するかということであります。

まず５ページは、こういった高度な保安力を有する者に対しての規制の適正化措置ということでございます。

真ん中の下にありますけれども、保安規程、それから主任技術者といったところは現在届出制になっておりますが、ここは高圧ガスや都市ガスと同じように記録保存でいいのではないかということでございます。

他方、工事計画の届出につきましては、左側、青文字で書いてありますように、このプロセスの中で環境影響評価、環境アセスのところをしっかりやっていくという体系になっているものですから、工事計画の届出――今は事前届出でありますけれども、これを事後届出や記録保存にしてしまうと環境影響評価のところをしっかりできなくなることがございますので、今回は高度な保安力を有する者に対しても工事計画の届出のスキーム、制度は変更しないと、基本的に事前届出ということでございます。

その下の使用前検査、それから定期検査のところですが、ここにつきましては、現行制度では使用前検査について言えば事業者自身の自主検査と、国または登録機関による安全管理審査ということが行われておりますが、高度な保安力を有する者については、国または登録機関の審査というものを省略して自主検査のみとして、事業者自身がしっかり検査していただくことでいいのではないかということでございます。定期検査についても同様でございます。

それを法律上の条文などで整理したのが６ページ目でございまして、さらに７ページ目に参りますと、では、どのように高度な保安力を有する者を認定していくかという基準でございます。

先ほど申し上げたような経営トップのコミットメントから、４要件につきましてどのように考えていくかということでありますが、７ページの一番右側を見ていただきますと、現行の電気事業法体系におきまして先ほど申し上げたような安全管理審査の仕組みがございまして、ここで保安力をＳ、Ａ、Ｂ、Ｃというような形で評価をする仕組みがございます。一番上の評価をされるＳというところについては、現行でもＩｏＴの活用を前提とするとか、そういった高度なリスク管理体制を持っていることが審査基準になっておりますので、その観点からは安全管理審査システムＳという審査基準をベースにしながら、新たな認定制度の認定基準をつくっていくことがいいのではないかということであります。例

えば現行の審査基準では要求事項となっていないものについては新設するとか、あるいはもう少し肉づけしたほうがいいところはプラスアルファで考えるといったことでございます。

８ページ、９ページは参考でございまして、例えば９ページは、今申し上げたようなシステムＳの審査基準と新たな認定制度での認定の基準を、きちんと整理していかなければいけないといったことでございます。

10ページは、認定手続に係る新たなフローということであります。電力分野につきましても認定の審査、それから認定というのは国、その中でも本省が一元的に実施するということであります。

他方で、認定から更新までの期間にしっかり安全担保をしなければなりませんので、認定を受けた事業者が法令遵守をしっかりしているか、あるいは認定基準にしっかり合った形で業務運営しているかをしっかり見ることで、適時適切な立入検査をしていくということであります。もちろん立入検査は、ここに書いてもありますが重大事故や不適切な事象が発生した場合にも、しっかり立入検査で監督をやっていくということであります。

それから資料１の２番目の論点でありますけれども、11ページからであります。太陽光、風力などの小出力発電設備についてどのように保安確保を行うかということであります。

12ページを見ていただきますと、現行の制度として左側に太陽電池発電設備、それから右側に風力発電設備の規制体系を示させていただいております。いずれも、出力等の条件、簡単に言うと規模によって規制の強度にグラデーションがあるということであります。太陽電池発電設備について言えば2,000kW以上のときには工事計画を初めとして主任技術者とか、保安規程の届出、使用前自主検査といろいろ規制がかかるわけであります。

他方、一番下を見ていただきますと50kW未満につきましては小出力発電設備のところですが、現在法制度上は立入検査、報告徴収、事故報告というところは規制対象となっておりますけれども、一番下の真ん中は空欄になっておりますが、それ以外の規制は基本的にはほとんど余りかかっていないということで、この辺り、規制制度をどうしたらいいかということであります。風力発電設備、右側についても同じであります。20kW未満の小出力発電設備については規制に空欄のところがあるということであります。

それから13ページでありますけれども、これは春の小委員会以来ずっと議論に上ってきたところでありますけれども、小出力発電設備に関して事故が非常に多発しています。特にＦＩＴ制度を創設した以降、様々な事業者がこういった設備を所有・占有することにな

っております。そういった中で、やはり保安力にはいろいろな差異があります。どのように保安確保したらいいかということでございます。

14ページからは、それを我々が考えるときに、夏の間に小出力の太陽電池発電設備を持っていらっしゃる方々にアンケート調査を行い、アンケートの実施内容の真ん中辺りにありますが、所有者等の3,891者、約4,000の方々、それから基礎自治体・消防本部の163者の方々にアンケートにお答えいただきました。

15ページからはアンケートの結果でございますけれども、特に15ページ、設備所有者の属性や、その他のアンケート結果を書いておりますけれども、左上の設備所有者の属性を見ていただきますと60％が発電事業者であります。むしろ一般用というよりは事業用に近い設備の所有形態・運営形態であることが分かってまいりました。

それから16ページ、17ページ、18ページというところで、設備の設計者、施工者がどんな方か、あるいは記録保存はどのようにしているかといったところに加えまして、18ページでありますけれども、右側の円グラフですが、保守・運用のところを一体誰が実施しているかも確認させていただきました。そうしたところ所有者・設置者自身が運用・保守、保安業務などをやっているところもあるわけですが、他方で51％の方々、赤と黄緑のところでありますが、販売店・施工店やＯ＆Ｍ事業者の方々に所有者・占有者が委託なり請負なりをして、保安業務を行っていただいているような実態もあるのが見えてきたわけであります。

そうした中で19ページですが、基礎自治体・消防本部の方々から意見をいただいた結果でありますけれども、青枠の３番目のポツにありますように３割強の基礎自治体・消防本部の方々においては、近隣住民の方々から太陽電池発電設備に関する御意見等をいただいているということであります。御意見等というのは多くは苦情になろうかと思いますけれども、いろいろな御意見をいただいているということであります。

それから19ページの左側を見ていただきますと、事故発生件数の把握状況ということなのですが、なかなか基礎自治体・消防本部でも把握が難しい、進んでいないという現状も分かってまいりました。

そのほか、20ページにいろいろな生声を書かせていただいておりますけれども、こういった声を踏まえて制度体系をどのように考えたらいいかというのが21ページに書かれております。

21ページの点線枠の中ですが、まず１つ目のポツのところでありますが、今回対象とし

て考えられる太陽電池、あるいは風力の小出力発電設備については新たに小規模事業用電気工作物というカテゴリーを設けまして、これまで現行法では事業用、それと一般用というように２つに分けていたわけですが、この間に３つ目のカテゴリーを創設しまして、ここで保安確保についての規制をしっかりやっていくということでございます。

２.は、では、具体的にこの方々に何をやっていただくかということなのですが、１つ目は使用前の自己確認制度を導入するということで、設備を設置した後、使用を始める前、運転開始する前に、技術基準にしっかり適合しているかどうかを自ら確認していただくという制度でございます。

３番目でありますけれども、使用前自己確認をする際に施工会社やＯ＆Ｍ事業者などに委託をすることも踏まえまして、それも許容した上で、ただ、誰が委託を受けて保安業務をしたかはしっかり把握させていただくということであります。

４番目でありますけれども、設備の所有者、あるいは設置場所につきましては、現行の電気事業法の世界では小出力発電設備については把握できておりません。もちろん皆様御承知のとおりＦＩＴ制度の中では、認定を受ける際に設置者・所有者、あるいは設置地点といったような基礎情報は把握できておりますが、この設備をＦＩＴの外で設置・運用している方や、あるいはＦＩＴも時限法でございますので、仮にこの法律がなくなったときには行政において小出力発電設備の基礎情報を誰も把握していないという状況になりますので、そこのところは基礎情報を行政でしっかり把握させていただくべく、今回電気事業法の中で措置してはどうかということであります。

22ページを見ていただきますと、今申し上げたようなことが整理されて書かれております。青枠のところですが小規模事業用電気工作物の概念をつくりまして、そこに使用前自己確認、それから基礎情報を届け出ていただく、技術基準に適合した状態をしっかり維持していただく、こういった義務をかけてはどうかということであります。

23ページ、24ページは、今まで申し上げたような内容を具体的にどのように実施していくかということであります。

23ページでいいますと、使用前自己確認については、設置者・所有者がもちろん自ら保安業務をやっていただくことは、当然それも１つの前提でございますけれども、販売会社・施工店といったところが使用前自己確認というものを、専門的な能力に合わせて実施することも許容されるのではないかということであります。

24ページにつきましては基礎情報の届出でございますけれども、件数が非常に多い中で

どのように効率的、効果的に届出をやっていただくかということであります。

25ページは少し細かい技術的な話になりますけれども、今回、太陽電池発電設備については、50kW未満のところで新たな規制を措置いたします。そういった中で下の表にもありますとおり、50kWから500kWの太陽電池発電設備についても、現在技術基準適合性確認などの義務がかかっていないわけであります。この辺り、50kW未満でもしっかり規制をしていくわけでございますので、50kW以上のところでも規制の穴が空いているところは、やはり判断としてはしっかりやっていただくのだろうということであります。

それから、資料２であります。風力設備の工事計画の適合性確認体制ということであります。

問題としては、28ページでありますけれども、風力発電について2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、これは主力電源になっていただかなければならない。健全な発展をしていただかなければならない。その中で、これから大規模な洋上風力などが導入されていく状況におきまして、安全を損なわない範囲で工事計画を届け出ていただいたときの審査手続を、合理的、効率的なものにすべきではないかという指摘をいただいているわけであります。

28ページの青枠の３.の一番下を見ていただきますと、具体的には今工事計画を届け出られたときに、第三者認証機関による認証の審査―これは工事計画の届出に際して行っていただくわけでありますけれども、それから専門家会議による審査ということで、ある意味で二重の技術審査が行われているということで、審査を合理化していく必要があるのではないかという御指摘をいただいております。

具体的には30ページを見ていただきますと、現行の審査のフローが書いてありますけれども、第三者認証機関による技術的審査と、それから専門家会議による技術的審査と重複しておりますので、最後、31ページでございますが、これからのあり方としては、単刀直入に申し上げますと専門家会議を廃止する形で、適合性確認機関による技術基準適合性の確認に一元化するような形で、審査手続を合理化してはどうかということでございます。

資料１、資料２は以上でございます。

○若尾委員長　　正田課長、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議事「最終とりまとめの基本構成（案）」に関しまして、資料３をお開きください。引き続き正田課長から御説明のほうをお願いいたします。

○正田保安課長　　資料３でございます。縦置きの一枚紙でありますけれども、11月29日、

次回、最終的なとりまとめを産業保安基本制度小委員会としていただく際に、こういった基本構成でまとめていくのはどうかという事務局からの御提案でございます。

これを見ていただきますと、第１章、第２章、第３章という３章構成になっております。

まず第１章では、環境の変化と喫緊の課題ということで、どういった環境変化があるか、それから、その際の課題とは何かということをまず整理いたします。

第２章、第３章がとりまとめの内容になってくるわけですが、まず第２章では当面の制度化に向けた取組ということで、もちろん文脈上、法律や省令の改正とはならないものも一部含まれますけれども、大宗は次期通常国会での電気事業法、ガス事業法、それから高圧ガス保安法の改正を見据えて、その改正内容についての整理をしていくということでございます。

他方、第３章は短期的な直近の取組だけではなくて、産業保安の分野においてどのようなことが今後の課題として重要なものかを整理していってはどうかということで、短期的な取組と、それから中長期を見渡した重要な課題を２部構成で、第２章、第３章で整理してはどうかということでございます。

具体的に第２章は、これまでまさに皆様方に御議論いただいた内容でございまして、第１節につきましてはスマート保安の促進で、新たな認定制度の仕組みということであります。高圧ガス分野、都市ガス分野、電力分野ということであります。また、液化石油ガス分野につきましては、前回の10月12日の審議ではスマート保安のための法改正は行わないものの、現行非常に効果を発揮している認定販売事業者制度を拡充することによって、保安力を上げていくことを考えていいのではないかという議論があったわけでありますが、こういったことを整理していくということであります。

第２節につきましては新たな保安上のリスク分野等への対応ということで、先ほどの小出力発電設備への規制のあり方、それから前回議論になりました高圧ガス分野における中小企業対策といったところでございます。

第３節につきましては災害対策・レジリエンスの強化というところで、電力事業者の方々、都市ガス事業者の方々、それ以外にも液化石油ガス関係の方々、高圧ガス関係の方々、皆様方に本当に地震対策、それから災害対策をしっかりやってきていただいているわけですが、その中でも少し更に取組を進めることが必要だと思われる分野として、都市ガス分野におきまして災害時連携計画の法定化、それから災害時の保安業務のあり方について整理してはどうかということであります。

第４節はカーボンニュートラルとの関係で、保安規制面においてどのように利用環境整備していくかということであります。

１つ目は、水素等の保安規制面での利用環境整備ということで、水素やアンモニアといったところの環境整備をどうしていくか。安全が前提でありますけれども、環境整備をどうしていくか。２番目は、前回の審議でもありました燃料電池自動車に係る規制の一元化。３番目は、先ほど申し上げました風力設備に係る審査手続の合理化といったところで、カーボンニュートラルにも資する取組を、第４節でしっかり整理していくということであります。

第３章につきましては今後の課題ということですが、第１節につきましては、まず１.のところでは、春の小委員会の際にも複数の委員の方々から御指摘がありましたけれども、いわゆる保安業務の委託の円滑化ということであります。保安の人材がこれから不足、高齢化、枯渇してくる中で、あるいはテクノロジーにつきましては、テクノロジーに投資できる方々も実態上はある程度限定されてくるわけでありまして、こういった中で保安力を有した人たちが、ほかの人たちの保安業務も含めてどのように担っていくかということであります。保安責任との関係をどうしていくかも含めてでありますけれども、保安業務の委託の円滑化というものを進めることによって、保安人材の枯渇の問題への対応、あるいは保安レベルを上げていくことに貢献していくのではないか。こんな議論があったわけであります。

２.は技術基準等のあり方ということで、電力分野では一部進んでおりますが、技術基準等の策定のあり方、あるいは技術基準そのものも複線化、輻輳化していくという取組であります。

３.は共通的・横断的な視点等ということですが、春の小委員会でも一部の委員から、産業保安分野における法制の横断化、一元化をしてはどうかという議論がありました。これに対しては、やはり業態、状況が違うということで、慎重に検討すべきではないかという議論もあったわけでございます。中間とりまとめでは中長期的な課題というように整理したわけでありますけれども、そういった中間とりまとめの考え方をベースに整理してはどうかということであります。

４.は、これも春の小委員会で御指摘いただいたことでありますが、横断的な重要課題ということで、女性、シニア層、場合によっては外国人も含めて多様な人材の活躍、それからサイバーセキュリティの問題、それと保安データのコモンプールをつくって、しっか

り蓄積・活用してはどうかということを御指摘いただきました。

５.は、ある意味でバスケットクローズ的なものでありますけれども、そのほか、各分野において記載すべきことがあれば記載していくということであります。

最後、第２節は、着実に施策を推進して、今回の制度見直しなども含めて、しっかりデータに基づいて効果検証すべきだといった御指摘がございましたので、ここもしっかりピン留めするということでございます。

こういった骨組みに沿って最終的なとりまとめをしてはどうでしょうかということで、御意見を賜りたく事務局から提示させていただいたということでございます。

以上でございます。

○若尾委員長　どうもありがとうございました。

それでは、以上を踏まえまして討議を行いたいと思います。時間は限られておりますけれども、委員の皆様の御発言をぜひお願いできればと思います。Teamsのコメント機能を御使用いただいて、御発言の意思の表示をお願いいたします。よろしくお願いいたします。――今挙手がありましたけれども、南雲委員よりお願いいたします。

○南雲委員　資料１の７ページに少しコメントさせていただければと思います。全体は全く違和感がないので、局部的なことという形になります。

一番上の①の経営トップのコミットメントということで、新設項目が出てくるということなのですけれども、注釈のところを見ても抽象的であり、かつ取締役会の役割というのが一切書かれていないところが少し気になっています。この小委員会が立ち上がったときにも、本件の本質はレギュラトリーから企業側にリスク管理の責任が移管されるところで、コーポレートガバナンスが非常に重要になってくるのだということは申し上げたつもりでおりますけれども、つまり今まではレギュラトリーオーバーサイトに寄っていたものが、今度はボードによるリスクオーバーサイトのほうに責任の重点が変わっていくことになると思います。

経営は誰に対してコミットメントするかというと、ボード、株主に対してコミットメントするわけですので、株主によるオーバーサイトについて何らかの基準なり記載がないと、レギュラトリー側からコーポレートガバナンス側にリスクの管理責任が移管されることに対してずる抜けになるというか、ハンドオーバーエラーが起こる可能性があるなと思います。よって、何らかの形で取締役会の責任と役割というような記述が必要かなと思っております。

以上です。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員　　御説明いただきまして、ありがとうございました。

では、ちょっと全般的にコメントさせていただければと思います。いただいた内容に基本的に全く違和感はございません。きちんと責任のある保安体制をつくっていくということ。また、技術に応じた体制に進歩させていくことには非常に賛同するところでございます。幾つか留意点というところを申し上げたいと思います。

分散型の電源というのは、分散しているからこそ導入のときにしっかりとした主体、あるいはプロジェクトに絞らないと、後で管理する、改善させるようなことは行政コストとしても現実的ではない。先ほど、資料１のスライド19でしょうか。自治体から多くの不安の声――苦情というようにおっしゃいましたけれども、そういった声が出ているようなところも、自治体としても非常に懸念が強いからということであろうと思います。

ＦＩＴによって太陽光は急速に導入が進んだのですけれども、乱開発も許してしまったということで、迷惑施設化しているところを非常に懸念しております。持続的な普及を進めるためにも、この部分をきちんと見直す。まず地方との信頼関係を取り戻すことが大変重要であろうと思います。

エネルギー基本計画で2030年に非常に高い再エネ導入計画を示されたわけでございますけれども、まず持続的な普及を可能にするには今申し上げたとおり、地域に貢献する再エネ化ということにならなければいけないと思っております。

本年５月に温対法の改正が成立しまして、自治体がこれまでよりも分散電源の設置に能動的に、かつ深く関与できるようになりました。ただ、法の枠組みが、擁した仕組みを各自治体が使いこなせるように支援していくことが非常に重要だと思っておりますので、そこをぜひお願いできればと思います。

これは先ほど正田課長からも御説明いただきましたけれども、ＦＩＴか、ＦＩＴでない電源か。あるいはＦＩＴが切れた電源かというのは住民にしてみれば全く関係がないようなところでございますので、発電設備が責任者不在の状態にならないように、関係省庁あるいは自治体と連携しながら進めていただければと思います。

そういった意味でちょっと申し上げたいのが、人材の重要性というところでございます。今温対法を使いこなせるように自治体さんがなるまでにと申し上げましたけれども、本当

に一朝一夕にできることではないと思います。それを支援していただきたいということと、それまでの間となりますと自家消費型の太陽光開発をしっかり進めることになろうと思います。

自家消費型、例えば住宅用なのですけれども、ここもちょっと保安体制について申し上げたいと思うのですが、今ＦＩＴが切れた住宅が中古住宅市場でどのように評価されるのか。これは保安を超えて評価の部分にもなってしまうのですけれども、評価することが非常に難しくなっております。ＦＩＴが切れていますので固定の買取りはない。住宅を評価する住宅産業の方たちは、これからメンテナンスに幾らかかるか、あるいは発電量がどれぐらいかを評価するノウハウがない。よく分からないので、撤去してから売りに出そうとなりかねないということになっております。この問題は近い将来発生が懸念される太陽光発電搭載住宅の空き家問題ともリンクさせて、今から評価制度、保安制度というところをきちんと考えておく必要があると思います。人材育成といったところで幅広く考える必要があると思います。

再エネ産業全体は今非常に人材不足というところが課題になっておりまして、直流の電気が使える高圧の需要場所であれば万能？工事ができるところも含めてスキルが求められるようになってきておりますので、ぜひこういった人材育成への支援のところに先んじて取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

ＦＩＴは分散型の電源導入を進めたわけですけれども、これはエネルギー事業として、責任ある主体が取り組む制度設計にしていかなければいけないということで、まず視点として、せっかく導入された太陽光がストックとして社会で使われ続けるための保安、あるいは評価の仕組みを考える。そのためには鍵として地域社会との信頼関係の回復、評価制度を含めた保安制度の明確化、体制整備、それを支えるだけの人材の確保という観点から、これを現実的に進めるようなところを御留意いただけますと、いただいた計画が非常に実効的になるように期待申し上げております。

すみません、ちょっと長くなりましたが以上でございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、順番に御指名させていただきますけれども、続きまして菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員　　それでは、まず資料１、２、３、それぞれについてコメントさせていただければと思います。

まず資料１の電力分野における取組の方向性ですが、今回事務局から示された制度の見直し案については基本的に賛成いたします。スマート保安の促進のための新たな制度については、高度な保安力を有した事業者に対して規制を適正化するという考え方であり、今後事業者の創意工夫により保安の技術やレベルを引き上げていくものとして重要な取組だと考えております。

ただし、以前も申し上げておりますが、事業者の認定審査に際しては安全性を確保しつつも、事業者に過度な事務負担やペーパーワークを課すことにならないよう、留意していただきたいと思っております。その上で、こうした取組は我が国の産業競争力の強化にも資するものですので、しっかり進めていただきたいと考えております。

次に、太陽光や風力などの小出力発電設備に関する新たな安全確保措置ですが、事業者や自治体へのアンケート調査を丁寧に行っていただき、その結果を踏まえて作成いただいた点で実効性のある内容になっていると思います。再生可能エネルギーは我が国のカーボンニュートラルの実現に向けて、今後主力電源となっていくこと、また新たな産業分野としても大変重要なものと考えています。

一方、特にＦＩＴ制度の開始以降は保安レベルを十分に確保できない事業者がいたことも事実ですので、今後再生エネルギーの健全な発展に向けては、今回提示いただいた新たな制度措置は適切なものと思っております。

今回の小出力発電設備に係る制度措置の中で、保安業務を保安確保できる能力のある者に委託できる制度は実効性があり、安全を担保していく上で大変重要なことと思っております。設置者や所有者が自ら保安業務を実施することにこだわることなく、その責任関係はこれまでどおり維持しつつも、柔軟に保安確保できる制度は大変バランスがよいものだと思います。

ただ、確かに小出力発電設備の設置地点や設置者、また実質的に保安確保を担う者を把握するなど、今回の制度措置が必要であることは理解できるのですが、既存の約60万件程度のものに加えて、2030年にかけてさらにかなりの件数が上乗せされていくことを考えると、その把握だけでも膨大な届出件数に及ぶことが想定されます。よって、今回の新たな制度の運用に当たっては再生可能エネルギーの導入をいたずらに阻害することのないよう、事業者の負担や行政作業の効率化といったことも改めて考えて、デジタル技術の活用等により効率的、合理的な制度運用を行っていただきたいと思います。

次に、資料２にコメントします。風力発電設備の導入拡大ですが、特に技術的なハード

ルが高い洋上風力の導入が進むことを見越した工事計画の届出や、審査手続の合理化をすることは大変よいことと思います。

ただ、一方で導入拡大に向けては審査手続の合理化だけではなくて、安全基準についても、日本の立地環境などを考えるとやむを得ないところはあるのですが、ＥＵなど海外に比べて過度なものにならないよう、また、これによって参入障害にならないように、審査の質の改善についても併せて進めていただければと思っております。こうした電力分野での新しい措置は実効性の確保が最も重要だと思います。対象となる事業者への十分な周知はもちろんなのですが、審査基準の運用ルールなどもしっかり整備いただいて、地域との共生をきちんと踏まえた再生可能エネルギーの導入を進める必要があると考えます。

次に、資料３の最終的なとりまとめに向けた基本構成（案）についてコメントいたします。これに関しては、これまで議論してきた内容が網羅的に織り込まれ、基本的に事務局案に賛成します。次期通常国会の関連法案の提出に向けた当面の制度化の取組のみならず、第３章として、より広い視野から産業保安分野での今後の重要課題についても言及される予定ですので、短期的な取組だけではなく、こうした中長期の重要課題をしっかりと示していただければと思います。

最後に、今回の制度見直しは産業保安をめぐる環境変化の中で、規制体系のあり方を見直す第一歩と認識しております。したがって、今後も保安規制のあり方の不断の見直しに向けて、新しいスタートを切ることができるようなとりまとめにしていただきたいと思います。

以上でございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

では、続きまして、柳田委員、お願いいたします。

○柳田委員　　柳田でございます。私から何点か申し上げます。

まずは、今回も前回に引き続きアンケート等々で所有者の皆様、それから自治体・消防の皆様等々に幅広く意見を聞いていただきまして、いわゆる現場の声を制度設計に反映していただいたということで、本当にありがとうございます。

その中で、小出力発電設備の委託を前提としたあり方につきましては、小規模設備の所有者が相対的に発電経験が乏しいであるとか、保守の経験値が低いことを考えると、委託を前提としていろいろな制度を考えていくのは現実解だと思っております。

一方で、委託をしていくことが所有者責任を薄める形にはならないことも重要だと思っ

ております。特にＦＩＴの最初の頃は一部発電というよりも、その当時の制度上、節税的なものを目的とした導入もあったかのように聞いております。よって、しっかりと委託者の情報は得て、かつ彼らの保守レベルを一定水準以上にしてもらうのはもちろんのこと、所有者の責任は引き続きしっかりと所有者自身に認識してもらう必要があるのではないかなと思っております。

また、小型発電設備のほうでございますが、今後登録等々していただく中では、こうした制度の変更がしっかり周知されているのか。それが実効性があるのかということについては、モニタリングが重要かと思っております。この点は省庁の皆様には大変な御負担になるのかと思いますけれども、新しい形、制度を変えていったことによる効果をしっかり把握していただけたらと思っております。

それから風力発電の適合性確認体制の見直しの件でございますけれども、こちらにつきましては、事業者からの要望としても非常に強かったのではないかなと思っております。風力発電の位置づけが我が国において高ぶる中で、人的な資源も限られている中で、検査体制を見直していくのはあるべきことかなと思っております。２つが１つになっても質は落とさないことは大前提に、こうした見直しはぜひ進めていただけたらと思います。

最後でございますけれども、今回の基本構成（案）でございますが、今までの議論に基づくものであると認識しておりますので、賛成しております。いろいろとヒアリング等々きめ細やかにやっていただきまして、ありがとうございます。

私からは以上です。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員　　伊藤でございます。御指名ありがとうございます。

本日御説明いただきました各資料の内容につきましては基本的に全て賛同いたします。保安水準の向上でありますとか、保安規律の適正化。特に高度な保安力を有する事業者の業務の効率化につながる改正提案であるということで、ぜひこの案にきちっと沿った形で改正作業が行われるように祈念いたしております。

それで１点、ちょっと注文といいましょうか、お願いがございます。特に小規模な発電設備に関してでございます。太陽光では特に顕著なのですが、運転開始後に転売されたり、所有者が移転するケースがかなりの件数発生しております。ですので様々な情報の把握の重要性を鑑みると、その情報がきちっと伝達される体制が整えられていないと、保安その

ものの水準に大きな影響が生じるリスクがあると考えております。

それから、これは小規模設備に関わりませんが、経年劣化が比較的生じやすい設備が再エネ関連の設備には多い事情もございますので、施工、あるいは発電開始時にきちっとした状況の把握を行うことは重要でございますが、現状を適切に把握できる合理的な仕組み、過度な負担にならないような配慮が必要だと存じますが、これらについてもぜひお考えいただきたい、制度整備を行っていただきたいと考えております。脱法行為を抑止する仕組みというのが極めて重要でございますので、正確な状況を把握しながら、そのような制度整備を行っていただきたいと存じます。

風力発電設備の工事計画の適正化、確認体制の見直しにつきましては、本日御説明していただきました内容は極めて妥当だと考えておりますので賛同いたします。

また、今後の基本構成（案）につきましても、これまでの議論を十分に踏まえた内容になっていると考えておりますので、この内容についても全面的に賛同いたします。

私からは以上でございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

では、続きまして三宅委員、お願いいたします。

○三宅委員　　三宅でございます。

私からは、いろいろあったのですが、もう既に多くの先生方から御指摘、コメントがなされているのとほぼ同意見ですので、その分は割愛させていただきます。

その上で、まずはこれまでの議論の流れに従って、例えば本日の電力やガスに関しても、従来の高圧ガスで議論されたことは非常に整合しているという観点から、これからの産業保安を統一的に、体系的に考える意味で非常に合理性があると思っています。

特にトップのコミットメントの話が出てきたと思うのですけれども、これは非常に重要な視点だと思います。何人かの先生方から既に御指摘あったと思うのですが、特に新しい技術システムで新しい事業者の方々が参入してくることになったときに、ややもすると、大きなカーボンニュートラルの大義名分の下に安全を前提として進めるとはいいつつも、ついつい事業規模であるとか、あるいは経験や知見のない事業者の方々の参入となった場合に少し懸念がある。その場合には、きちんとしたトップの姿勢を示していくことが大事だろうと思います。そのときに、例えばトップの姿勢というものをきちんと事業者の中で、社内で共有されているか。そういうことを図る事業体の文化、あるいは業界のカルチャーのようなものも何か図れるような、これは可能かどうかわかりませんが、そういう審査が

できるといいのではないかと思っています。

それと新しい技術システムになりますと、地方の自治体との関係性。特に臨海部等におきましては災害の多発が懸念されるところです。懸念される上で設置、建設することになりますので、より自治体との信頼関係を重視しなければいけないわけですし、安全を前提としてというのも、まだ顕在化していないもの、法的な要求事項を超えるものに対してもきちんと対応できるような、いわゆる高度な安全性の確保だと思うのですが、それをきちんと担保できるような制度にしていただければなと思います。

こういったシステムもそうですし、それから制度自体、設備自体も運用していくごとにいろいろなあらが見えてくるというか、いろいろ顕在化してくる部分も出てくると思います。したがって、定期、不定期に見直しを図っていくこともぜひお願いしたいと思います。

それから、最後のとりまとめの基本構成に関しても今までの論点をうまく整理していただいて、きちんとした合理性のあるものだと思いますので、これに関しても賛同する次第です。

以上です。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員　　まず資料１、２につきまして、提案いただいた方針に賛成します。

それで１点だけ、もうこれまで御指摘いただいたコメントと重なるところではあるのですけれども、23ページについてコメントさせていただきたく思います。専門業者等への委託、使用前自己確認における委託というのは保安レベルの向上が期待できますので、特に小規模な場合には委託を受けることができるようにするという方針に賛成します。

ただし、先ほども御指摘があったのですけれども、小出力とはいえ、特に立地地点によっては公衆災害を起こし得る設備であることに変わりありませんので、ここに記載されているとおり設置者責任の原則というのは堅持いただいて、実際の点検等を行う業者から設置者を通しての届出というのは形式的なものになってしまわないように、設置者がきちんと報告を受けて設備の状況を把握して責任を持つことを守ってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、資料３につきましては、こちらも賛同いたします。これまでの議論が丁寧に網羅されていて、つながりも分かりやすく整理されている構成だと感じました。今後、また本文に関してもしっかり議論をさせていただければと思っています。こちらもよろしくお願

いいたします。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして松平委員、お願いいたします。

○松平委員　　松平でございます。

資料１に示された事務局案に、いずれも賛成いたします。

資料１の電気事業法の保安体制についても、これまで議論してきた高圧ガス保安法、ガス事業法における議論と同様に高度な保安能力を有する者。特にテクノロジーを活用して、これまで以上に効果的に保安を実施されようと取り組まれる事業者の方々に、ある意味でより効率的な形での保安の進め方を認める体系を進めていくことに賛成いたします。

既にほかの委員の先生方からも御指摘のあったとおり、４要件をいかに適正に定めることができるか。特に１の経営トップのコミットメントと書いていますがガバナンスのところ、あるいは前回も議論になったと思いますが法令の遵守体制をしっかり確認していくところで基準のつくり方は、実際に細部を検討していくと基準づくりはなかなか難しいところもあると思うのですけれども、株主からのチェック体制が働くか。例えば閉鎖的な会社では、場合によっては従業員等関与者のチェック体制ということで内部通報制度とか、そういったものにも影響することもあるかもしれません。その辺りを検討していただければと思っております。

それから小規模発電設備に係る規制の適正化というところについても事務局案に賛成でありますが、このうち今回届出の仕組みとか発電者情報を、基礎情報届出とか使用前自己確認について小規模事業用電気工作物というカテゴリーを新たに設けて、チェックをしていくという方向も適切だと思います。

一方で、このカテゴリーに入ってくる発電所は非常に数が多いと思います。ですから、届出はあくまで何かあったときの、行政当局として情報を持っている状態を確保するための仕組みであって、例えば使用前自己確認で、もちろん事業者として適正にやっていただければいいですけれども、それを本当にきちんとチェックしたのかということを、この時点で行政側で全て確認するのは実際上難しいだろうと思います。ですので実際に起こりそうなことは、設置後何年かして自治体とか周辺住民の苦情で、要するに技術基準に適合しているか等々も含めて、問題ありということが後で分かってくる事態が想定されると思います。

そのときに、行政側としてどういう対応措置があるのかというところです。今回技術基

準の維持義務というのを書いていただいていますが、技術基準の適合についても義務を課していくところで、逆に技術基準をしっかり守っていない事業者さんについては法令上停止とか、そういう措置を求めていくことではないかと思いますが、エンフォースメントの部分について行政側として適切な手段を今持てているのかというところは、念のため、再度御確認いただければと思っております。例えば系統運用事業者との連携といった手段もあるのか。それを電気事業法上の枠組みで導入するのはなかなか難しいのかもしれませんが、設備の撤去という部分についてどう考えるのか。非常に不適切な形で小規模発電所が設置されている場合に、行政側でどういう対応を取ることができるのかについて地方自治体の方々の御意見などもいただきながら、確認をしていただければと思っております。

以上です。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

では、続きまして山地委員、お願いいたします。

○山地委員　　ＮＡＣＳの山地です。よろしくお願いいたします。

本日も御説明いただきまして、ありがとうございました。こちらの資料１、２につきまして、おおむね賛同しております。

その上で、以前からお伝えしていましたように、資料１の20ページのところです。こちらのアンケートは国民といいますか、所有者、そして地域住民からの声が寄せられているもので、非常に貴重な資料だと感じております。というのも地域住民の御意見、苦情とおっしゃられていたのですが、正直どこに声を出していいのか分からない。この問題について、どこに不安な気持ちがあるといった、伝えたい声があったのではないか、見えない声があったのではないかと感じているからです。これを返すと、やはり国がこういった取組をしてくれていることに対しての期待の表れでもあると思います。

そう考えますと、資料の20のところ、あと23のところにあります設置者責任の原則をしっかり維持、その上で、所有者自身も、そして地域住民もこのように国が保安について取り組んでいることを、今すぐは無理だとしても今後も情報公開していただくことで、地域住民の信頼の回復にもつながっていくのではないかと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

では、続きまして辻委員、お願いいたします。

○辻委員　　辻です。

御説明いただいた資料１、２、３、全体的に今後の進め方としては賛成いたします。それでお話の中で、幾つか気になったことについてコメントしたいと思います。

まず太陽電池パネル、小規模な事業者へのアンケートということですが、回答率が19％と低く、ふだんからきちんと管理、対応されている方の意見となっていることが考えられ、多少割り引いて判断すべきかと思います。

２つ目ですが、太陽電池パネルの耐用年数が通常の火力とか水力の発電所に比べれば短くて、恐らく20～30年だと思われます。今後劣化していく設備が増えていくということで、対応について何か盛り込んでいただきたいと思います。

３つ目が洋上の風力なのですけれども、年間の設置件数が陸上に比べて２桁少ない。年間10件程度の設置ですが、審査のやり方を陸上と同様に一律見直すことになっています。洋上に関して期待はされていると思うのですが、実績が少なく一律に扱ってよいか考えていただきたいと思います。

これにつきましては、今後の具体化の中で検討、もしくは考慮いただければと思います。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

では、続きまして又吉委員、お願いいたします。

○又吉委員　　みずほ証券の又吉です。

御説明をいただきまして、ありがとうございます。私も今回御提示いただきました事務局案に賛同したいと思っております。その上で２点コメントさせていただきたいと思います。

まず１点目は、資料１の22ページかと思うのですけれども、小規模事業者の電気工作物という新しいカテゴリーを新設し、新しい確認制度を担保するのは非常にいいアイデアだと思っております。一方、この規模の設置ケースが非常に大きいこともあり、先ほども御発言がありましたが管理当局側で一定の負荷がかかることも想定されますので、これを効率化する視点というものをぜひ持っていただければと思っております。

２点目は、同じく資料２の31ページになります。私もカーボンニュートラル化に向けて、洋上風力の導入拡大を進める非常に重要な視点だと思っております。その上で風力発電の重複している審査手続の合理化は非常に重要な視点だと思いますので、ぜひ簡略化の制度を導入いただければと思っております。

以上になります。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして村田オブザーバー、お願いいたします。

○村田オブザーバー　　全国ＬＰガス協会の村田でございます。

資料３について、ちょっとコメントいたしたいと思います。この基本構成（案）、全体としてよく整理されていると思います。ただ、私どもこれまで申し上げてきたとおり、ＬＰガス分野につきましては当然こういった制度的な措置の対象になるということで、今後、認定販売事業者制度の新たなバージョンアップに向けて我々ともいろいろ御相談いただきながら、新しい制度をつくっていただけると理解しております。

その上で、第２章につきましては当面の制度化に向けた取組ということで、短期的な措置という御説明がございました。また、第３章につきましては今後の重要課題ということで、中長期的な整理というお話があったと思います。

その上で第１節の１.のところですが、「制度的措置のあり方」というような表現をされている。他方、「液化石油ガス分野における制度的措置の方向性」という、ちょっと違った表現になっているわけであります。

第３章のほうに参りますと、例えば１節の１.のところですが、「保安体制のあり方」とか、「技術基準等の策定のあり方」とか、「あり方」という言葉、ワーディングが使われているわけです。制度的措置の方向性ということで、ＬＰガス分野につきましては多分法律事項がないと思いますが、何らかの制度的な措置がなされるということでありましょうから、表現の問題として差支えなければ「あり方」という形に統一いただければなと思っております。その点、ちょっと何となく細かい話でありますけれども、よろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

では、続きまして菅オブザーバー、お願いいたします。

○菅オブザーバー　　電事連・菅でございます。

私からは、まず資料１で御提示いただきました方向性につきましては、我々事業者としても賛同させていただきたいと思っております。これまでも説明してまいりましたけれども、電気事業の保安業務を取り巻く環境変化によりまして多くの課題を抱えている実態がございますが、今回の制度見直しにつきましては、保安業務に関する貴重な経営資源の有効活用につながるものだと認識しております。我々事業者としましては、経営資源をスマ

ート保安の推進に配分することなどにより、今後も引き続き保安レベルの維持向上に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、資料１の22ページの小出力発電設備に係る規制の適正化に関連しまして、非ＦＩＴの分割に関する系統接続につきましてコメントさせていただきたいと思っております。電気保安制度ワーキングでも同様のコメントをさせていただいておりましたけれども、私ども事業者としましては早期の対応が必要な重大案件と思っておりますので、この場で再度コメントさせていただきたいと思っております。

最近、ＦＩＴの設備認定を取得していない、非ＦＩＴの太陽光発電設備を設置する事業者が非常に増えております。具体的な数字を申し上げますと、８月末におきまして全国で約700件の申込みをいただいている状況でございます。大規模な太陽光発電設備を意図的に50kW未満に分割して系統接続をする場合、主任技術者設置逃れによる保安規制の回避。それから不要な電柱、メーター類の設置などが必要となることもございまして、不要な設備投資、あるいは維持コストの増大につながることになっております。これらの増分費用につきましては、最終的にはお客様が託送料金という形で御負担いただくことにつながるおそれもあります。私どもとしましてはＦＩＴ電源同様、早期に規制をしていただく必要があると考えてございます。

今回資料の中で50kW未満の太陽光発電設備など、小出力発電設備を有する事業者様に対し基礎情報の提出を求めていくということで、方向性を記載されておりますけれども、これにつきましては保安面で非常に必要な対応だと考えてございますが、一方、先ほど申し上げた話に関しましては情報取得のタイミング自体が設備の運用開始直前になってしまうことから、分割案件の規制をかけることが非常に難しいのではないかと考えてございますので、保安面以外での規制につきまして経産省内部で関係部署の皆様と連携いただき、御検討いただきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

では、続きまして藤本オブザーバー、お願いいたします。

○藤本オブザーバー　　石化協技術部の藤本でございます。

資料３について、１件だけ発言させていただきます。

まずその前に、資料３、全体構成につきましては、当協会といたしましても特に違和感ないことは申し上げておきますが、１つ、今後の重要課題につきまして発言させていただ

きたいと思います。

当協会といたしましては、さきの第１回、第２回のスマート保安官民協議会ですとか、スマート保安シンポジウム等におきまして業界共通の課題の１つとして御紹介させていただいたのですけれども、定期修理、いわゆる定修というように我々業界では呼ぶのですが、その関連の課題がございます。言うまでもなく当協会会員企業各社プラントでは安全性確保のため、また法制面上でも日々の保安点検は当然でございますが、それに加えて各社ごと、数年ごとに結構大規模な定期修理、定修というものが欠かせません。また、石化業界のプラントは非常に多数でございまして、そのために各社の定期修理の期間が重複するというケースが多々ございます。

他方、業界企業群のみならずの問題でございますが、いわゆる定修で対応していただきます改善工事、その後の検査。その辺を我々業界が逆に委託するメンテナンス業界、あるいは検査協会も含めて今後要員不足とか、あと働き方改革の遵守。2024年から時間外労働の上限規制がメンテ業界ですとか、検査業界も含めた建設業にも適用されますので、そうしたことを背景にして定期修理に係る複数の業界内で人的要員対応上の課題が顕在化いたしまして、その結果スムーズな定期修理への対応が困難化するという懸念がございます。もちろん我々業界といたしまして期間重複の分散化とか、スマート保安の活用など含めまして、種々の対応策をまずは検討してまいりたいと思いますが、今後顕在化する可能性が大きい重要課題といたしまして、あえて今回の機会に提示させていただいた次第でございます。

以上でございます。発言の機会をいただきまして、どうもありがとうございました。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

では、続きまして高橋オブザーバー、お願いいたします。

○高橋オブザーバー　　日本化学工業協会の高橋と申します。

最初に、本日はオブザーバー参加させていただきまして、ありがとうございました。

資料１について１点意見といいますか、お願いがありますので、述べさせていただきたいと思います。本日の話は電力保安規制に係る見直しとして、高度な保安力を有する者に関する規制見直しの説明でした。この方向性自体は高圧ガス保安制度と同様の背景並びに考え方によるものですので、十分理解できるものと考えております。

ただ一方で、その中身を見ていきますと、基本的には現行制度のシステムＳの保安力を有する者をベースにしておりますので、正確には分からないですけれども、現実的には大

きな電力企業に属する大規模な発電所に関するものになるのではないかと考えています。

一方で、我々化学企業は大規模事業場に多くの自家発電所を所有しています。それらは自社やコンビナート内での電力供給という役割だけではなくて、大規模な災害の際には電力不足を補う社会的役割も果たしてまいりました。ただ、それらの自家発電所なのですが、多くは高経年化、いわゆる老朽化が進んでおります。カーボンニュートラルを目指す中で、こういった形の化石燃料発電を続けるのか、自家発電を続けるのかという議論はあるのですが、安全・安定操業を考えた際の現実的な解としては現在、各社で自家発電所の建て替えといったものが検討され始めております。

そういった背景の下で、今回の制度改正は基本的に大規模な発電所を対象にしているように見受けられますけれども、高圧ガス保安制度についてＡ・Ｂ認定ですとか、加えて中堅・中小企業への施策も検討されていたように、電力についても、いわゆる自家発電所のような、中規模といっていいような発電所についても、スマート保安をベースにすれば何かメリットといったものが得られるような制度や施策をぜひ検討していっていただきたいと思っております。それによって今後必要と判断されて発電所が建て替えられた場合に経済的合理性がより高まって、安定・安全操業につながれば社会的な意義もあるものと考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

では、続きまして岡崎オブザーバー、お願いいたします。

○岡崎オブザーバー　　電力総連の岡崎です。よろしくお願いします。

本日のいずれの議題も、事務局様からお示しいただきました方向性で引き続き具体的な検討を進めていただきたいと思っております。

その上で、資料１につきまして２点申し上げます。順番は前後いたしますが、１点目は小出力発電設備に係る規制の適正化についてであります。こちらは私どもの現場従事者から、これまでもその必要性を強く提起されてきた点でございます。ぜひともこの方向性に沿って検討を進めていただきたいと思っております。

なお、その際、既に先生方からも御意見、御発言ありましたが、設置者責任の原則が曖昧にされるようなことのないように、また、これまで意図的な低圧分割のように、ややもすると規制逃れではないかといった点も見受けられてきましたが、そのようなことが惹起されないように、制度設計に留意をいただきたいと思っております。

また、本日お示しいただきましたアンケートでも明らかなように、住民の皆さんの御懸

念の対象は、むしろ既設の案件ではなかろうかと思っています。今回講じられる規制の適正化は恐らく今後の新設案件が対象になってくるものと思っております。そういう意味で、既設案件へのバックフィットは大変困難であろうかと思っておりますが、アンケートからも得られる現場実態等踏まえまして、例えば自治体等が求めておられます制度理解のための事業者に対する周知の徹底なり、行政の皆さんによる立入検査等、規制の執行強化につきましてもぜひとも御尽力、御検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

２点目は、高度な保安力を有する者に対する規制の適正化についてであります。今ほど申し上げたような再エネ発電設備の事業者に対する事業規律の確保に向けて、今後限られた行政リソースを重点配分していく必要があるといった点も含めて、今回の高度な保安力を有する者の規制の適正化は大変重要だと思っております。行政手続の簡素化等事務局が示す方向性を基本に引き続き検討を進めていただきますよう、お願いしておきたいと思います。

その上で、これは電気保安制度ワーキングの中でも発言させていただいたのですが、大変重要な点と考えておりますので、重複いたしますが発言させていただきます。

今回、高度な保安力があると認定された事業者における定期検査の時期・周期の見直しが４ページ目に記載されております。これは中間とりまとめに提起されていた点でございますが、本件につきましては、テクノロジーの活用を通じて保安の高度化が図られるとともに、当該発電事業者にとっては競争力向上といったメリットも期待できると考えております。

他方、テクノロジーの活用だけが高度な保安力を意味しているものではないと思っておりますし、例えば火力発電プラントにおきましては日々の安全・安定運転なり、トラブル災害時の復旧作業等は当該発電事業者だけではなくて、現場、地元におきましてプラントの保守管理を担っております事業者とそこに連なっておる多くの中小・零細の協力企業の皆さんとの協業体制で成り立っております。

こういう中で、資料に記載のような検査の時期・周期の見直し、常時監視の導入といった点が実現されることになりますと、定期的、計画的で安定した工事量が確保されないといったことももちろん想定されるわけでありまして、そうしたことが今ほど申し上げた最前線でプラントの保守管理を担っております企業の事業環境にも恐らく大きな影響を与えてくると思っておりますし、ひいては、高い現場力を備えております人材・技術の散逸を

招いたり、日々の安全・品質の確保、そしていざ鎌倉ではありませんが、重大トラブルが発生した際の迅速な復旧を支える施工力・工事力の確保の支障になるおそれがないのか。こういった懸念も現場から寄せられています。

この点、中間とりまとめにおきまして、「人に備わる保安力とテクノロジーを相互に連携・融合させつつ、これを進める。」「人に備わる保安力を持続させていく観点から技術の継承・発展を着実に行うことが必要である。」「テクノロジーの活用と同時に、安心・安全のためには保安人材の厚みが重要」と明記いただいておりますことは大変重要だと考えております。どうか事務局におかれては、今後の具体的な検討に当たり、例えば過度なコスト効率化等によって、プラントの安全・安定運転を支えております協業体制に悪影響が生じたりすることのないよう、人材・技術基盤の維持強化と整合を図っていただきながら丁寧に御検討いただきますよう、お願い申し上げたいと思います。

以上であります。

○若尾委員長　　どうもありがとうございました。

コメント機能と挙手機能で発言の御意思をお示しいただいた皆様には全て御発言いただいたかと思うのですが、そのほか御意見ございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

本日も活発に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。各委員、オブザーバーの皆様からいただいた御発言に関して事務局からコメント等ございましたらよろしくお願いいたします。

○正田保安課長　　事務局からでございます。本日も大変貴重な御意見を賜りました。

特にスマート保安で認定の基準におきまして、コンプライアンス、ガバナンスのところです。南雲委員からは取締役会の役割、責任といったこと、あるいは三宅委員からもトップのコミットメントといったところを御指摘いただいたわけであります。また、松平委員からも４要件のうちのガバナンスについて、それからチェック体制、適合性確認能力といったところを御指摘いただいたわけであります。また、認定の審査のあり方について、これはスマート保安だけではありませんけれども、小出力のほうでも基礎情報の届出手続といったところについても含めてだと思いますが、ペーパーワークに陥らないように、あるいは効率的に実施するようにということを、菅原委員からも御指摘いただいたわけであります。

それから非常に御意見が多かった点は、小出力発電設備については所有者責任というものを、軸足として忘れないように、それをベースに維持して、しっかりやってほしいとい

う御意見がありました。柳田委員、それから山地委員、坂本委員からも御指摘いただいたかと思っております。

また、地方自治体との信頼関係が非常に重要だということは、竹内委員、それから三宅委員、皆様方から御指摘いただきまして、この辺りはしっかり考えていかなければならないということであります。

それと劣化設備とか、高経年化の問題です。小出力発電設備のほうでも設置時点だけではなくて、その後の管理といったものをしっかり把握する必要があるのではないかと、伊藤委員、それから辻委員から御指摘いただいたわけであります。

また、それに関連してでありますけれども、竹内委員から空き家問題などとも関連して住宅用の、特にＦＩＴが切れた後などの設備についての評価制度、あるいは保安の仕組みといったこと、また、それとも関連しまして、人材の育成といったところも御指摘いただいたわけであります。そういった点、よく考えていかなければならないなと思っております。

それ以外にも、様々御指摘いただきました。特には今申し上げたようなところの内容でございますけれども、事業者団体の方々からも、電気事業連合会さんからは非ＦＩＴの系統接続の問題でありますとか、石油化学工業協会様からは定期修理の問題、それから日本化学工業協会の方からは自家発の取扱いといったところがございました。電力総連様からは、１つは、小出力に関しまして適正な運用ということで設置者責任のほか、低圧分割の問題や既設の方々への周知と執行担保といったところ、もう１つは、保安力に応じた規制のあり方の部分につきましてはテクノロジーという問題だけではなくて、人が保安を担う面から、人と保安の融合といった観点からの考慮が必要だということをいただいたわけであります。

そのほかいろいろございますけれども、いずれにしても、保安の観点については、小出力発電など山地委員からもありましたけれども、地域住民との関係といったことも含めまして、しっかり保安確保をしていく必要があります。地方自治体の方々、住民の方々の理解が得られるようにしていきたいと考えているところであります。

私からは以上でございますが、電力安全課長の田上が一緒におりますので、今日の議題の中心部分は電力だと思いますので、田上からコメントさせていただきます。

○田上電力安全課長　　電力安全課長をしております田上と申します。よろしくお願いいたします。

今正田から申し上げましたとおり、いただいた御指摘につきましてはしっかり対応していきたいと思っています。そのほか、何点か私から補足をさせていただきたいと思います。

まず、小出力発電の基礎情報の届出に関する合理化に関してでございます。あと併せて、人材育成の必要についても御指摘をいただきました。これから2030年にかけて、30万件から40万件の10～50kWの小出力発電設備が出てくることが想定されています。そうしたものをいかに合理的に、事業者の方に余り御負担をかけずにやるか。これは菅原委員からありましたようにデジタル化というところが不可欠でございますので、こちらについては政府としてもデジタル化をしっかり進められるように対応は講じていきたいと思います。来年度、令和４年度の概算要求の中でも基礎情報の届出に関するデジタル化の予算のほうは要求させていただいておりますので、しっかりいただけるように取り組んでいきたいと思っています。

また、人材育成についても御指摘いただきました。委託をする施工事業者さんとか、Ｏ＆Ｍ事業者さんをどうしていくのかといったところについても、人材育成に関する予算のほうも併せて要求させていただいておりますので、予算をいただけましたらしっかり取り組んでいきたいと思います。

また、松平委員からエンフォースメントに関する御指摘をいただきました。設備をつくった後どうしていくのかといったところについて、現場のほう、怪しい事業者さんがいれば、立入検査などでしっかり対応していきたいと思っています。その際に電気事業法でどういった措置ができるかといったところですが、我々設備の安全基準に関して今スライドで投映していますが、技術基準の維持義務をこれからしっかり課していこうと考えております。技術基準の維持義務に対して我々から事業者さんに、しっかり技術基準に適合するように設備の増強などお願いしても御対応いただけない場合は技術基準の適合命令でありますとか、あと場合によっては移転の命令といったところも電気事業法の中で課すことができますので、そういった措置を、エンフォースメントのところもしっかり講じていきたいと思っています。

また、電事連と電力総連さんから分割案件に対する対応について御指摘がございました。保安規制でできるところと、あと事業規制の観点からやるべきところと併せて分割案件。国民の目から御覧になって不適切だと思われるところについては、資源エネルギー庁ともしっかり連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

また、日化協さんから認定の対象となるところ、システムＳをベースに今考えておりま

すが、大手電力さんだけになるのではないかといった御指摘がございました。実際にシステムＳを取られている事業者の中には、大手電力以外の方もシステムＳを取られているところはございます。大規模な発電所だけではなくて自家発の事業者さんも含めて、制度ができれば認定のほうを申請していただければと思いますので、大手電力だけに限るつもりは全くございません。

あと、山地委員から情報公開に関する御指摘がございました。情報公開については再エネタスクフォースなどでも、事故情報の公開などしっかりやってくれといった御指摘をいただいておりますので、こちらについても今以上に情報公開をしっかりやれるように今対応を検討しておりますので、最終とりまとめのほうまでに具体的に対策は検討して御報告したいと思います。

最後、資料２のほうで洋上風力の審査の合理化に関して、菅原委員から手続の合理化だけではなくて、審査の質の改善についても御示唆いただきました。今まで我々の技術基準の審査につきましては陸上風力を念頭に置きながら技術基準とか審査の基準をつくってきたわけですが、今後洋上風力が大量に入ってくることを念頭に置きながら、洋上風力も念頭に置いた審査基準も海外との比較において余り不合理にならないような形で、しっかりとした審査の技術基準をつくっていきたいと思います。

電力安全課からは以上になります。

○若尾委員長　どうもありがとうございました。

それでは、最後に、事務局から今後の予定等について御連絡をよろしくお願いいたします。

○正田保安課長　次回の小委員会の開催につきましては、11月29日、月曜日、10時から12時を予定しております。後日、改めて事務局から御連絡させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○若尾委員長　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

――了――

お問合わせ先：

産業保安グループ 保安課

電話：03-3501-8628

FAX：03-3501-2357